議案第16号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成26年10月の千葉県人事委員会勧告等に準じ、若年層に係る職員の給料月額の 引上げ、中高齢層に係る職員の給料月額の引下げ、通勤手当の引上げ、勤勉手当の 支給割合の引上げ及び55歳を超える7級相当以上の職員に対する給料等の減額支給 の措置をするとともに、非常に厳しい財政状況に鑑み、平成26年度の間支給しない こととしている地域手当を平成27年4月1日から当分の間支給しないこととするた め、条例の一部を改正するものである。

- 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「11,300円」を「12,900円」に、「13,700円」を「15,800円」に、「16,100円」を「18,700円」に、「18,500円」を「21,600円」に、「20,900円」を「24,400円」に、「21,800円」を「26,200円」に、「22,700円」を「28,000円」に、「23,600円」を「29,800円」に、「24,500円」を「31,600円」に改める。

第20条の3第1項中「ある職員」の次に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「規定する休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊 急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規 の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条の3第3項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲 内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定め る勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内 において規則で定める額

第21条第1項中「第21条の3まで」の次に「及び附則第11項第3号」を加える。 第22条第1項中「この条」の次に「及び附則第11項第4号」を加え、同条第2項 第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の32.5」 を「100分の35」に改める。

附則に次の5項を加える。

(特定職員に対する給与の減額)

- 11 平成30年3月31日までの間、職員(職務の級が7級以上である者であってその 号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項 において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、 当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が 55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、 特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号 に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が附則第5項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた給与月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給与月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第13項及び第14項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。))
 - (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
 - (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同

項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第22条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (5) 第26条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当 該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 第26条第1項 前各号に定める額
 - イ 第26条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に、100分の 80を乗じて得た額
 - ウ 第26条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特 定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第26条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- 12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条か

ら第16条まで及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

14 附則第11項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の 規定にかかわらず同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100 分の1.125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額 基礎額に100分の75を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(地域手当の特例)

15 当分の間、地域手当は、第11条の2の規定にかかわらず、支給しない。 別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

一般職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7級	8級
区分	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139, 200	189, 700	225, 600	258, 300	285, 000	315, 800	360, 100	405, 800
	2	140, 300	191, 500	227, 200	260, 400	287, 200	318, 000	362, 700	408, 200
	3	141,600	193, 300	228, 800	262, 300	289, 500	320, 300	365, 200	410, 700
	4	142, 700	195, 100	230, 300	264, 400	291, 700	322, 500	367, 800	413, 100
	5	143, 800	196, 700	231, 800	266, 300	293, 700	324, 800	369, 900	415, 000
	6	144, 900	198, 500	233, 400	268, 300	296, 000	326, 800	372, 400	417, 300
	7	146, 000	200, 300	234, 900	270, 400	298, 300	329, 000	374, 800	419, 400
	8	147, 100	202, 100	236, 300	272, 500	300, 600	331, 200	377, 300	421, 600

9	148, 200	203, 900	237, 800	274, 600	302, 700	333, 300	379, 800	423, 600	
10	149, 700	205, 700	239, 300	276, 600	305, 000	335, 500	382, 500	425, 700	
11	151,000	207, 400	240, 800	278, 700	307, 200	337, 600	385, 100	427, 800	
12	152, 300	209, 200	242, 300	280, 800	309, 500	339, 800	387, 800	429, 900	
13	153, 600	210, 600	243, 800	282, 800	311, 700	341,800	390, 200	431, 600	
14	155, 100	212, 400	245, 200	284, 900	313, 800	343, 800	392, 500	433, 400	
15	156, 600	214, 100	246, 500	286, 900	316, 000	345, 900	394, 700	435, 400	
16	158, 300	215, 900	247, 800	289, 000	318, 100	347, 900	397, 100	437, 400	
17	159, 600	217, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	439, 300	
18	161, 100	219, 200	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	441, 100	
19	162, 600	220, 800	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	442, 900	
20	164, 100	222, 200	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	444, 600	
21	165, 500	223, 700	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	446, 400	
22	168, 300	225, 300	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	447, 900	
23	170, 900	226, 900	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	449, 300	
24	173, 500	228, 400	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412,000	450, 800	
25	176, 200	229, 800	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	452, 200	
26	177, 900	231, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	453, 500	
27	179, 600	232, 700	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800	454, 800	
28	181, 300	234, 000	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	456, 000	
29	182, 800	235, 300	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420,000	457, 000	
30	184, 600	236, 400	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	457, 700	
31	186, 400	237, 500	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	458, 500	
32	188, 100	238, 700	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	459, 200	
33	189, 700	239, 900	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	459, 900	
34	191, 200	241, 200	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	460, 700	
35	192, 700	242, 400	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427,600	461, 400	
36	194, 200	243, 700	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000	
37	195, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430,000	462, 500	
38	196, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100	

	39	198, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700
	40	199, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300
	41	200, 800	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800
	42	202, 100	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300
	43	203, 400	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700
	44	204, 700	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000
	45	205, 900	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300
	46	207, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700	
	47	208, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100	
	48	209, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800	
	49	210, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300	
	50	211,800	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700	
	51	212, 800	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100	
	52	213, 800	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500	
	53	214, 900	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900	
	54	215, 700	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300	
	55	216, 600	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700	
	56	217, 500	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000	
	57	218, 200	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300	
	58	219, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700	
	59	219, 900	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000	
	60	220, 800	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300	
	61	221,500	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600	
	62	222, 400	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	443, 000	
再任用	63	223, 300	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	443, 400	
職員以	64	224, 200	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	443, 800	
外の職	65	224, 800	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	444, 200	
員	66	225, 700	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	444, 500	
	67	226, 600	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	444, 800	
	68	227, 700	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	445, 100	

69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	445, 500
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	445, 800
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	446, 100
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	446, 400
73	231,600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	446, 700
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	
86	241,000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000		
87	241,700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000		
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300		
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700		
94		292, 500	340, 300	379, 200			
95		292, 900	340, 800	379, 600			
96		293, 300	341, 200	380, 000			
97		293, 500	341, 300	380, 300			
98		293, 800	341, 800				

	99		294, 200	342, 200			
	100		294, 600	342, 200			
	101		294, 800	342, 800			
	102		295, 100	343, 200			
	103		295, 500	343, 600			
	104		295, 800	344, 000			
	105		296, 000	344, 500			
	106		296, 300	344, 900			
	107		296, 700	345, 300			
	108		297, 000	345, 700			
	109		297, 200	346, 200			
	110		297, 600	346, 600			
	111		298, 000	346, 900			
	112		298, 300	347, 200			
	113		298, 400	347, 700			
	114		298, 700				
	115		299, 000				
	116		299, 400				
	117		299, 600				
	118		299, 800				
	119		300, 100				
	120		300, 400				
	121		300, 800				
	122		301, 000				
	123		301, 300				
	124		301, 600				
	125		301, 900				
再任用							
職員		185, 400	212, 900	252, 900			
1772							

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「切替日」という。)の前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衝上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(改正後の一般職の職員の給与等に関する条例(附則第6項において「改正後の給与条例」という。)附則第11項に規定する特定職員(以下この項において「特定職員」という。)にあっては55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衝上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の 事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があ ると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規 定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第21条第 5項(給与条例第22条第4項において準用する場合及び職員の育児休業等に関す る条例(平成4年富津市条例第2号)第17条の規定により読み替えて適用する場

合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第21条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年富津市条例第 号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 - (一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 8 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年富津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「除く。)には、」の次に「平成27年3月31日までの間、」を加える。